

# 公害の防止に関する条例の一部を改正する条例案（概要）について

環境部水大気環境課

## 1 改正の趣旨

<sup>ひかりがい</sup>光害による広範囲に及ぶ周辺住民の不快感や地域景観の悪化及び動植物の生息・生育への悪影響を防ぐとともに、長野県の貴重な財産である美しい星空を守るため、所要の改正を行う。

## 2 改正の概要

### (1) 条例名の変更

「公害の防止に関する条例」を「良好な生活環境の保全に関する条例」に改める。

### (2) 光害の定義

照明器具から照射される光の量又は方向により、不快感、信号等の重要情報の認知力の低下等人の活動及び動植物に悪影響が生ずること。

### (3) 規定する内容

以下の内容を条例に加える。

#### ○ 光害の防止

何人も、屋外において照明器具を設置又は使用するときは、照射される光の量を必要最低限にすること、照射の対象の範囲の外に漏れる光をできるだけ少なくすること、照明が不要な時間帯には消灯することにより、光害が生じないように努めなければならないこととする。

#### ○ 星空に関する配慮等

何人も、屋外において照明器具を設置又は使用するときは、良好な星空環境を保全するため、照明器具より上方に光が漏れないよう遮光する等配慮するよう努めなければならないこととする。

#### ○ 良好な星空環境の保全等のための啓発

知事は、県民及び事業者が良好な星空環境を保全する必要性等について理解を深める措置を講ずることとする。

#### ○ サーチライト等の使用の禁止

屋外において又は屋外に向けて、サーチライト等（隔地の対象物を照射する機能を有する照明器具であって、サーチライト、レーザー、投光器その他これに類するものをいう。）を自己の所有又は占有する物以外に照射することを原則として禁止することとする。（犯罪捜査、災害対応、催物等における一時的使用は適用除外とする。）

#### ○ 改善勧告及び改善命令

サーチライト等の使用の禁止に違反している者に対し、期限を定めて当該違反行為の停止を勧告することができることとする。また、勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて勧告に従うべきことを命ずることができることとする。

#### ○ 罰則

上記の改善命令に従わない者に対し、過料を処すこととする。

## 3 施行期日

公布の日（サーチライト等の使用の禁止に係る事項については、事業者及び県民に周知する期間を設ける必要があるため、公布の日から6か月後）